

# 令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業 業務委託仕様書

## 1 事業の名称

令和8年度地域の医療機関の開拓と拠点医療機関とのネットワーク強化事業

## 2 事業のねらい

拠点医療機関において診断後、継続して受診している発達障害のある子どもについて、地域の小児科医等に診察を引き継ぐことにより拠点医療機関の初診枠を確保し、もって地域における診断待機期間の短縮を図る取組をモデル的に実施する。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 委託上限額

6,499,950円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務の内容

本業務を受託し実施する医療機関（以下「実施医療機関」という。）は、発達障害診療の拠点医療機関として、以下の（1）から（4）までの全てに取り組むこととする。

### （1）発達障害医療コーディネーターの配置

実施医療機関に発達障害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、以下の（2）から（4）までの実施に向け、地域の医療機関、関係機関、発達障害のある子どもとその家族との調整を行う。

### （2）発達障害のある子どもを診察できる地域の小児科医等の医療機関の開拓

ア コーディネーターは地域の小児科医等の医療機関（以下「小児科医等」という。）に関する情報（診療内容等）を収集する。

イ 実施医療機関の医師は、実施医療機関において診断後、継続して受診している発達障害のある子ども（以下「診断後の子ども」という。）について、小児科医等に診察を適切に引き継ぐことが可能かどうか検討し、引継ぎの候補となる小児科医等（以下「引継ぎ小児科医等」という。）を選定する。

### （3）診察の引継ぎ

ア コーディネーターは引継ぎ小児科医等に対し、診断後の子どもの診察の引継ぎ（以下「引継ぎ」という。）について説明し、引継ぎに関する意向確認を行う。

イ アの意向確認において、引継ぎについて引継ぎ小児科医等から合意が得られた場合、実施医療機関は引継ぎ小児科医等に対し、診断後の子ども等の診察への陪席を受け入れるなどにより、引継ぎ小児科医等が診断後の子どもの診察を拠点医療機関から円滑に引き継げるよう準備する。

ウ 引継ぎを行った後は、実施医療機関の医師及びコーディネーターは必要に応じ、引継ぎ小児科医等に対し診察に関する助言・指導、その他の支援を行う。

(4) 医療機関相互の協議の場の設置

実施医療機関が中心となり、地域の発達障害の診療等を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換や研修等を実施する。

## 6 事業実施上の留意事項

- (1) 本事業は、二次保健医療圏域において実施するものとする。ただし、隣接等の二次保健医療圏域を含めて事業実施することを妨げない。
- (2) 5 (1) の発達障害医療コーディネーターの配置経費については、新規又は増員配置に伴うものを対象とする。
- (3) 事業の実施に際しては、地域の医師会等とも連携し、広く周知を行うこと。
- (4) 実施医療機関は岡山県（以下「県」という。）の許可を得て、他の医療機関に事業の一部を委託することができる。

## 7 事業執行計画書の提出

契約締結後、速やかに事業執行計画書を作成し、県に提出すること。

また、各事業の進め方・手法等については、計画段階から県と調整、協議すること

## 8 事業実施報告書の提出

5の事業をどのように実施し、それにより圏域の発達障害の診断待機期間の状況がどの程度改善されたのか。また、どのような課題があり、今後改善するためにどのようなことを実施するべきか等について検討を行った上で報告書を作成し、県に提出すること。

## 9 委託料の支払方法

委託料の支払いは、原則、委託事業の完了後、実施医療機関が県に提出する事業実施報告書を審査した後の精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払の方法により支払うことができるものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項で必要があるとき又はこの業務に関して疑義を生じたときは、県と協議の上で決定するものとする。